

【短期入所生活介護】

○ 緊急短期入所加算

問 88 緊急短期入所体制確保加算の要件における「算定日の属する月の前 3 月間」とは具体的にどの範囲なのか。

(答)

緊急短期入所体制確保加算については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものであり、「算定日が属する月前 3 月間」とは、原則として、算定を開始する月の前月を含む前 3 月間のことをいう。

ただし、算定を開始する月の前月の状況を届け出ることが困難である場合もあることから、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき届出を行う取扱いとしても差し支えない。

例えば、平成 24 年 4 月から加算を算定しようとする場合は、平成 24 年 1 月から 3 月までの状況を届け出るものであるが、3 月の状況を届け出る事が困難である場合は、平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月までの状況を 3 月中に届け出ることも可能である。

なお、当該要件は、老企 40 号において規定しているとおり、届出を行う際に満たしていればよいこととしているため、上記の例の場合、2 月までの実績に基づいて届出を行ったことをもって、要件を満たすことが確定するものであり、仮に平成 24 年 1 月から 3 月までの実績が要件を下回った場合であっても、加算が算定されなくなるものではない。

問 89 措置入所の利用者は稼働率の計算に含めてよいのか。

(答)

計算に含めることができる。なお、介護予防短期入所生活介護の利用者も含めることができる。

問 90 緊急短期入所体制確保加算について、居宅介護支援事業所や近隣の他事業所と情報共有及び空床情報の公表に努めることとされているが、具体的にはどのような情報共有や空床情報なのか。

(答)

関係機関で情報を共有することによって、真に必要な緊急利用が促進されるという観点から、定期的に情報共有や事例検討などを行う機会を設けるなど関係機関間で適切な方法を検討していただきたい。また、公表する空床情報については、緊急利用枠の数や確保されている期間、緊急利用枠以外の空床情報など、緊急利用者の受入促進及び空床の有効活用を図るために必要な情報とし、事業所のホームページ等のほかに介護サービス情報公表システム（平成 24 年 10 月から新システムが稼働予定）も活用しながら公表に努められたい。なお、近隣の範囲については地域の実態等を踏まえて適切に判断されたい。

短期入所療養介護における緊急短期入所受入加算についても同様とする。

問 91 当初から居宅サービス計画に位置づけて予定どおり利用している利用者について、家族等の事情により急遽、緊急的に延長した場合に緊急短期入所受入加算は算定できるか。

(答)

算定できない。

問 92 特養の空床利用部分と併設部分がある事業所において、利用者が当初、併設部分を緊急利用して緊急短期入所受入加算を算定していたが、事業所内の調整で空床部分のベッドに移動した場合、当該加算は引続き算定できるのか。

(答)

空床部分の利用者は、緊急短期入所体制（受入）加算の対象とはならないので、空床部分に移動した日後において当該加算は算定できない。なお、移動日は併設部分にいたので、当該加算は算定可能である。

問 93 緊急短期入所受入加算について、緊急利用枠以外の空床がある場合は算定できないこととされているが、老企 40(13)②エに「例えば、緊急利用枠以外の空床はあるが、緊急利用者の希望する利用日数の関係又は男女部屋の関係から当該空床を利用することができないなど、やむを得ない事情がある場合には緊急利用枠の利用が可能」とされたが、やむを得ない事情とは具体的にどのような場合なのか。

(答)

例①：男女部屋の関係から空床利用枠を利用することができないケース

利用定員が 20 床の短期入所生活介護事業所（緊急確保枠はその 5% の 1 床＝20 床目）で、18 床の利用があった。19 床目が多床室の男性部屋で 20 床目が女性部屋の場合、緊急利用者が女性だとしたら 19 床目は利用出来ず 20 床目を利用することになるので、緊急短期入所受入加算が算定可能となる。なお、当該事業所の 19 床目が空いているが、これは緊急利用枠以外のベッドとなり、緊急利用枠（20 床目）は既に利用されているので、19 床目の利用者は利用の理由如何を問わず、受入加算は算定できない。

例②：利用日数の関係から空床利用枠を利用することができないケース

4/1 に緊急利用枠以外の空床があり、4/2 に緊急利用枠以外に空床がない場合において、緊急利用者を 4/1 に受け入れた場合、緊急利用期間が 1 日のみの場合、緊急利用枠以外の空床が利用可能であることから受入加算の算定はできない。一方、緊急利用期間が 2 日以上の場合、利用日数の関係により 4/2 に緊急利用枠以外の空床を利用できないことから、4/1 から緊急利用枠を利用することにより受入加算を算定できる。

問 94 緊急短期入所受入加算を算定している緊急利用者が、当該加算算定期間満了後も退所せず、引き続き緊急利用枠の同一ベッドを利用している場合、どのように緊急利用枠を確保すればよいのか。

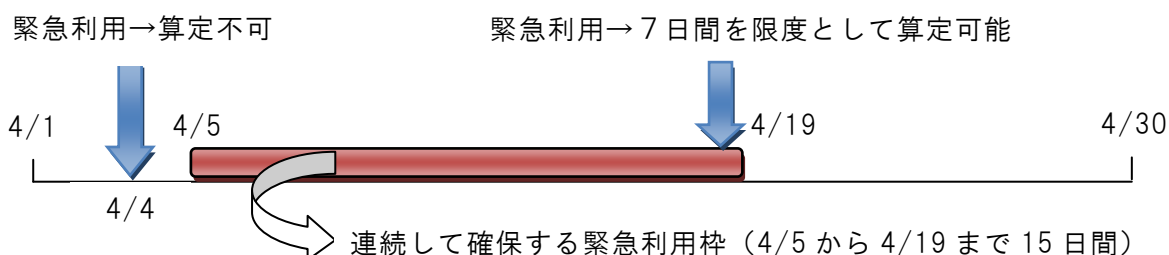
(答)

当該事業所の緊急利用枠が、算定期間の満了した緊急利用者が引き続き利用している等の理由により、緊急利用枠として利用できない場合、当該緊急利用枠以外の新たなベッドを緊急利用枠として確保することにより、別の緊急利用者に対して当該加算の算定が可能である。この場合、あらかじめ確保していた緊急利用枠は、通常の間床枠と同じ取扱いになる。

問 95 緊急利用枠を 4/5 から 4/19 に確保している事業所において、4/19 に緊急利用枠を利用した場合、緊急短期入所受入加算は何日間算定できるのか。

(答)

4/19 に緊急利用者として緊急利用枠を利用した場合、4/20 以降が緊急利用枠を確保している期間ではなかったとしても、引き続き当該事業所を利用している場合においては、7 日間を限度として緊急短期入所受入加算の算定ができる。



問 96 緊急短期入所受入加算を算定している者の緊急利用期間が月をまたいだ場合はどのように取り扱うのか。

(答)

緊急利用期間が月をまたいだ場合であっても、通算して 7 日を限度として算定可能である。なお、この場合において、引き続き緊急利用枠を利用している場合に限り、翌月も緊急短期入所受入加算の算定実績に含めて差し支えない。

問 97 緊急短期入所受入加算の算定実績が連続する 3 月間になれば、続く 3 月間は緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は算定できないこととされたが、具体的にどのように取り扱うのか。

(答)

毎月末時点の算定の有無で判断する。例えば、最後の緊急受入が 4/10 の場合、4 月の実績は有りとなる。また、5 月～7 月の実績が無い場合は、8 月～10 月は両加算の算定ができない。11 月から緊急短期入所体制確保加算を算定したい場合は、8～10 月の稼働率が 100 分の 90 である必要がある。

○ その他

問 98 利用者に対し連続して 30 日を超えて短期入所生活介護を行っている場合において、30 日を超える日以降に行った短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定できないが、その連続する期間内に介護予防短期入所生活介護の利用実績がある場合はどのように取り扱うのか。

(答)

当該期間内に介護予防短期入所生活介護の利用実績がある場合は、その期間を含める取り扱いとなる。

なお、短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護についても同様の取り扱いとなる。

(削除)

次の Q & A を削除する。

- 1 平成 18 年 Q&A(vol.1) (平成 15 年 5 月 30 日) 問 59～64
- 2 平成 21 年 Q&A(vol.1) (平成 21 年 3 月 23 日) 問 85、87、109

【短期入所生活介護】

○ 緊急短期入所受入加算

問6 緊急利用者が、やむを得ない事情により利用期間が延長となった結果、当該延長期間中、緊急利用枠以外の空床がなく緊急利用枠を利用した場合、緊急短期入所受入加算の算定は可能か。

(答)

可能である。ただし、緊急の利用として指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日以内に限り算定を可能とする。

なお、この取扱いは、やむを得ない事情により利用期間が延長になった場合にのみ適用されるものであり、事業所内の調整により緊急利用者を緊急利用枠に移動させても加算の対象にはならない。

(例)

- ・ 緊急の利用者が4/1に緊急利用枠以外の空床に入所（当初は4/3まで利用する予定であり、4/4以降は当該ベッドは埋まっている。）
- ・ やむを得ない事情により4/7まで延長利用が決定したが、4/4以降は緊急利用枠しか空きがないため、緊急利用枠を利用。
- ・ 緊急短期入所受入加算の算定は「指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日以内」であることから、4/1から起算して7日以内である4/7までのうち、緊急利用枠を利用した4/4～4/7について、緊急短期入所受入加算の算定が可能となる。

